

理 由 書

３・４・７ 鈴蘭通の駅前広場について、バスの乗降場や駐輪場の確保、バリアフリー化対応など交通結節点機能の強化を図ることから、必要な面積を確保するため区域の変更を行う。また駅広の交差点位置が移動するため３・４・８ 蔵前通の起点の位置などを変更する。

また、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成１０年１０月２１日政令第３３１号）に基づき、３・２・１ 中央通ほか３８路線について車線の数を決定する。